

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○日本脳炎予防接種を行う医師(六四二・健康推進課)……………1	
○漁業災害補償法による付保義務の発生(六四三・水産漁港課)……………1	
○道路区域の変更(六四四～六四六、六四八・道路課)……………1	
○道路区域の変更及び供用開始(六四七・道路課)……………2	
公告	
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………3	

告 示

秋田県告示第六百四十二号
 各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う日本脳炎予防接種については、新たに

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
	新	旧	新	旧				
一般国道	新	旧	二百八十二号	二百八十二号	A	鹿角市十和田錦木字前谷地三九番二から二九番三まで	二六・〇〇〇～四九・四〇〇	〇・一二四
					B	鹿角市十和田錦木字前谷地三九番二から二九番三まで	二六・〇〇〇～四一・二〇〇	〇・一二四
	旧	新	二百八十二号	二百八十二号	A	鹿角市十和田錦木字沖田面六五番二から字前谷地三二番三まで	八・四〇〇～二四・六〇〇	〇・二〇六
					B	鹿角市十和田錦木字沖田面六五番二から字前谷地三二番三まで	八・四〇〇～二九・〇〇〇	〇・二〇六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年八月二十五日から同年九月七日まで

次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)第四条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月二十五日
 秋田県知事 寺田典城

医師氏名	予防接種を行う主たる場所	
	医療機関名	所在地
庄司裕	さくら小児科医院	秋田市桜一丁目一番十一号
庄司靖子	さくら小児科医院	秋田市桜一丁目一番十一号
小松偉子	加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目七番十七号
鈴木雪子	すずきクリニックス	秋田市泉北三丁目十七番十号

秋田県告示第六百四十三号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条第二項に規定する特定第二号漁業者の

同意について、同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。
 平成十八年八月二十五日
 秋田県知事 寺田典城

- 岩館加入区 小型底びき網漁業
- 八森加入区 沖合底びき網漁業
- 八森加入区 小型底びき網漁業
- 船川・脇本・船越・天王加入区 沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、小型底びき網漁業とえび・つぶかご漁業を併せ営む漁業、小型底びき網漁業とべにすわいがにかご漁業を併せ営む漁業又は小型底びき網漁業とこち網を使用して営む漁業を併せ営む漁業
- 仁賀保加入区 小型底びき網漁業
- 金浦加入区 沖合底びき網漁業
- 金浦加入区 小型底びき網漁業
- 象潟加入区 小型底びき網漁業

秋田県告示第六百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年八月二十五日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十八年八月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
一般 国道	新		三百四十一号	大仙市協和上淀川字上淀川四七番二地先から一番二地先まで	一〇・六〇〇〇三〇・四〇	〇・〇七七
	旧		三百四十一号	大仙市協和上淀川字上淀川六〇番地先から一番二地先まで	一〇・六〇〇〇二六・〇〇	〇・〇六四

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年八月二十五日から同年九月七日まで

秋田県告示第六百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定
に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年八月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	
県 道	新	旧	湯沢雄物川大曲線	A	大仙市川目字町東九三番二地先から一〇八番地先まで	八・六〇〇〇一六・〇〇	〇・一二〇
				B	”	一三・八〇〇〇三〇・〇〇	〇・二三二
					大仙市川目字町東九三番二地先から一〇八番地先まで	一三・八〇〇〇三〇・〇〇	〇・二三二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年八月二十五日から同年九月七日まで

秋田県告示第六百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づ
き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年八月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	
県 道	新	旧	大曲田沢湖線	A	仙北市角館町広久内町後八三番八地先から舟場一五〇番三二地先まで	五・五〇〇〇二六・〇〇	〇・一八五
				B	仙北市角館町広久内町後八三番八地先から舟場一五〇番三二地先まで	五・五〇〇〇二六・〇〇	〇・二〇〇
	新	旧	大曲田沢湖線	A	仙北市角館町広久内町後八三番八地先から舟場一五〇番三二地先まで	五・五〇〇〇二六・〇〇	〇・一八五
				B	仙北市角館町広久内町後八三番八地先から舟場一五〇番三二地先まで	五・五〇〇〇二六・〇〇	〇・二〇〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十八年八月二十五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課

- (二) 期間 平成十八年八月二十五日から同年九月七日まで
- 秋田県告示第六百四十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年八月二十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道	新	熊堂六郷線	熊堂六郷線	A 仙北郡美郷町金沢西根字下蔭沢六七番五地先から境田字松葉野九二番地先まで	四・四〇〇〃二二・〇〇	〇・八九三
	B 仙北郡美郷町金沢西根字下蔭沢六七番五から境田字下八百刈二五三番一まで			一三・〇〇〃四二・〇〇	〇・八八三	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年八月二十五日から同年九月七日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から申請があった定款変更について、平成十八年八月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 018766 FAX 018766
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄